

エイ・ワン少額短期保険の現状

2021
(2020年度決算)



エイ・ワン少額短期保険株式会社

はじめに

平素より、エイ・ワン少額短期保険をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

この度、当社の経営方針、事業概要、財務状況等事業活動についてご説明するために
ディスクロージャー・レポート「エイ・ワン少額短期保険の現状2021」を作成しました。
本誌が当社をご理解いただくうえで、皆様のお役に立てれば幸いです。

*本誌は、保険業法第272条の17（業務及び財産の状況に関する説明書類）および保険業法施行規則
第211条の37（業務及び財産の状況に関する説明書類）に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

会社の概要（2021年3月31日現在）

社名	エイ・ワン少額短期保険株式会社	資本金	256,000千円
本社所在地	541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎町一丁目9番26号	収入保険料	1,798,923千円
		総資産	1,133,537千円
登録	【登録番号】近畿財務局長(少額短期保険)2号 【登録年月日】2007年12月12日	従業員数	37名

沿革

2006年11月	少額短期保険設立準備会社エイ・ワンインシュアランス株式会社として設立。(資本金2,000万円)
2007年9月	資本金を1億1,500万円に増資。
2007年12月	大阪市中央区久太郎町に事務所開設。エイ・ワンインシュアランス株式会社から エイ・ワン少額短期保険株式会社へ商号変更。
2008年3月	近畿財務局長(少額短期保険)2号として登録完了。東日本本部、九州支店を開設。
2008年9月	「賃貸入居者保険」販売開始。(資本金を1億2,000万円に増資)
2009年10月	資本金を1億7,600万円に増資。
2009年11月	「テナント保険」販売開始。
2009年12月	富士火災海上保険株式会社(現AIG損害保険株式会社)と事業提携。
2010年3月	資本金を1億8,600万円に増資。
2010年12月	ホームネット株式会社と事業提携。
2011年6月	資本金を2億1,600万円に増資。
2011年10月	加入条件個別設定型医療保険「EVERYONE」販売開始。
2012年12月	オーナー・管理会社向け費用保険「あんしん住まいのオーナー保険」販売開始。
2014年12月	賃貸入居者保険の内容を充実させた「賃貸入居者あんしん総合保険」販売開始。
2016年1月	「あんしん住まいのリフォーム保険」販売開始。
2016年2月	全国9ヶ所に拠点を設置。
2016年11月	「賃貸入居者あんしん総合保険Ⅱシルバーあんしん+プラス」販売開始。
2017年2月	資本金を2億3,100万円に増資。
2021年3月	「賃貸入居者総合保険ハッピーワン」販売開始。
	資本金を2億5,600万円に増資。



目 次



事業・経営について P.6～P.17

2020年度の事業概要-----	P.6
コーポレート・ガバナンスの状況-----	P.7
お客さま本位の業務運営-----	P.8
コンプライアンス態勢-----	P.9
反社会的勢力に対する基本方針-----	P.10
リスク管理態勢-----	P.11
情報管理態勢-----	P.12
情報開示-----	P.14
勧誘方針-----	P.14
お客さまの声に対する適切な対応-----	P.15
保険募集制度-----	P.16
CSR(企業の社会的責任)-----	P.17



商品・サービスについて P.19～P.21

保険の仕組みについて-----	P.19
当社の取扱商品-----	P.21



業績データ P.23～P.31

主要な業務に関する事項-----	P.23
主要な業務の状況を示す指標等-----	P.24
保険契約に関する指標-----	P.26
経理に関する指標等-----	P.28
財産の状況に関する指標-----	P.31



コーポレートデータ P.39

株式の状況-----	P.39
役員および従業員の状況-----	P.39
会社の組織-----	P.39





—他に類を見ない—

—他に類を見ない—

● お客さま本位の業務運営

● 不動産業界向けサービスの充実

● 新商品、新分野へのチャレンジ



新型コロナウィルスは世界中で猛威を奮っています。
罹患された方々、影響を受けられた方々に心よりお見舞いを申し上げ、一日も早いご回復と、復旧をお祈り申し上げます。
また、過酷な環境下で、献身的な働きをされている医療従事者の皆様に、心から敬意と感謝を申し上げます。

当社は2020年度から中期経営計画をスタートさせ、今期はその2年目を迎えます。
あらゆる業務の見直しを図ったうえで、全役職員が一丸となって改善と改革を加速させ、お客さま本位の業務運営を進めてまいります。

新型コロナウィルス感染拡大は、幾度にわたる緊急事態宣言の発出や、それに伴う不要不急の外出制限にとどまらず、人々の生活様式や働き方にも大きな影響を与えようとしています。加えて近年は自然災害も多発し、巨大化する傾向にあります。
個人や企業のお客さまを取り巻く環境は目まぐるしく変化し、それに伴った新たなリスクが生じ、お客さまのニーズは、より多様化していくものと考えています。

当社はこれからも、少額短期保険会社ならではの、小回りの利いた生活に密着する保険商品の開発と提供に努めてまいります。

今後とも一層のご愛顧とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



2021年7月

エイ・ワン少額短期保険株式会社

代表取締役社長 山口 啓輔



基本理念

- 法令を遵守し、社会に貢献する。

経営理念

- 会社に関わる全ての人々の幸せのために努力を惜しません。
- 常に変化し、成長し続けます。

行動指針

○ お客さま本位の業務運営

お客さまに安心と満足をお届けするために、全役職員がコンプライアンスを徹底し、お客さまに寄り添い、お客さまの視点に立った行動に努めてまいります。

○ 絶えざるチャレンジ

現状に満足することなく新たな発展と挑戦の機会を求めて、たゆまず前進を続けます。
「あつたらしいな。」「できたらいいな。」を実現し、革新的なサービスを喜んで提供することができる企業を目指します。

○ 公正な行動

常に何が正しいかだけを考えて誰が正しいかは考へない。全ての事に経緯と公正さを持ち合わせ、組織ならびに個人として、成果を高めるよう努めます。

○ 自立と共生

自らの意思で考えて行動する。活動を起こすというチャレンジを楽しむ気持ち、そしていっしょに仕事をする仲間と共に、個人と会社のさらなる成長を目指します。

○ 付加価値の高いサービスの提供

当社が何を売りたいかではなく、当社に関わる全ての人が何を必要としているかを考え、革新的なサービスを提供する事が当社の使命であり目的であると考えます。



事業・経営について

2020年度の事業概要-----	P.6
コーポレート・ガバナンスの状況-----	P.7
お客さま本位の業務運営-----	P.8
コンプライアンス態勢-----	P.9
反社会的勢力に対する基本方針-----	P.10
リスク管理態勢-----	P.11
情報管理態勢-----	P.12
情報開示-----	P.14
勧誘方針-----	P.14
お客さまの声に対する適切な対応-----	P.15
保険募集制度-----	P.16
CSR(企業の社会的責任)-----	P.17



2020年度の事業概要

□事業概要

当社は、2007年12月12日に少額短期保険業者として、近畿財務局 第2号にて登録を行いました。前団体のエイ・ワン共済を中心に、アルファ共済会、セーフティ共済会、ヘスティア共済会の4共済が約7年間の事業を通じて培ってきたノウハウを結集し、設立しました。近畿を中心に、北海道から九州に至るまでを商圈とし全国展開を図っております。

当社が2017年2月に販売を開始した「賃貸入居者総合保険 ハッピーワン」は、賃貸入居者から好評を得ており、テナント経営者向けの「テナント保険」を含め当社主力商品として市場からの信頼も厚く、順調に契約者数が増加しております。

また、地球環境保護がすべての企業にとって重要な責務であるとの認識に立ったペーパレス化、お客さまの利便性を追求したIT化等の取組みを積極的に推進しております。

私たちを取り巻く社会環境が大きく変化する中、「顧客本位の業務運営」の実践により、より多くのお客さまや地域社会からの信頼や支持が得られるよう努力を重ねていきます。

□2020年度業績

2020年度は、収入保険料約17億9千万円、保有契約数約18万5千件という結果にて終了致しました。前期に比べ、収入保険料は増加(1.3%増)し、保有契約数は1.5%減と伸び悩みました。

元受損害率については、2021年初頭に冷害による凍結事故が多発したことに加え、長期で未解決であった保険金ご請求事案のお支払いを進めたため、25.8%と前期に比べ2.4%悪化しました。一方、事業費については、昨年度より事業費削減を図る取り組みを継続しており、前期に対して4.8%減少しました。

巨大災害の発生や、少額短期保険会社が保有する資産の大幅な価格変動、下落等、「通常の予測を超える危険」を示す「リスク合計額」に対して少額短期保険会社が保有している資本・準備金等の支払い余力の割合を示す指標として、保険業法に基づき計算されるソルベンシー・マージン比率は前期よりも133.5%改善し、811.9%となりました。

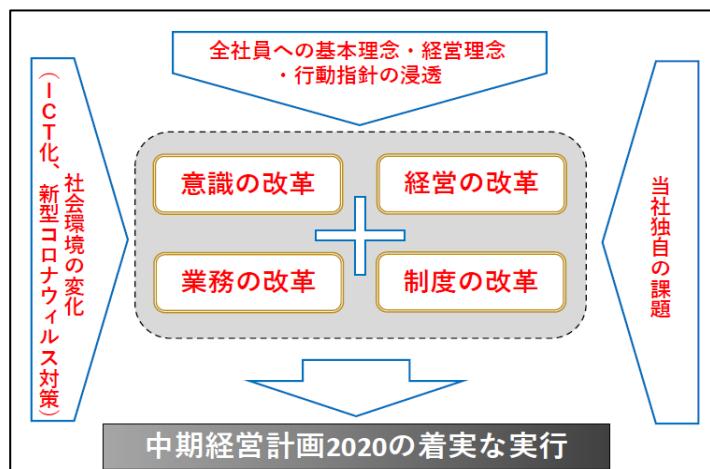
なお、当社は主力商品である「賃貸入居者総合保険ハッピーワン」の收支が改善されたため、責任準備金として76,259千円の積み増しを行いました。さらに、特別損失を75,000千円計上した結果、62,110千円の経常利益をあげながらも、15,534千円の当期純損失となりました。しかしながら、財務基盤は依然として堅固であるとの評価を公認会計士および保険計理人よりいただいております。

□中期事業計画の遂行

2020年度より2024年度にわたる当社の経営計画として中期経営計画を策定しております。

当該経営計画では、当社における「意識」「経営」「業務」「制度」の4点を中核に、ガバナンス機能や法令等に関する社員教育等を通じた業務および制度の改革を目指すところとしております。

この計画の実現は、お客さま本位の業務運営と、社会環境の変化に順応する経営基盤を構築し、お客さまからの信頼を得ることによって、当社の継続的な業務運営の礎になるものと捉えております。



意識の改革

- ・基本理念、経営理念、行動指針に基づいた日常業務の推進
- ・コンプライアンス重視の風土醸成
- ・コミュニケーションの強化と定着化

経営の改革

- ・ガバナンス機能の改革
- ・不採算商品の見直し、収益性の改善
- ・働き方改革の推進、人材育成の強化

業務の改革

- ・受電業務の抜本的な見直し
- ・職務分掌の明確化、個人請負業務からの脱却
- ・アンダーライティングの強化

制度の改革

- ・本社機能、拠点網の見直し
- ・お客様サービスセンターの機能的改革
- ・事故受付、保険金支払い業務体制の改革



コーポレート・ガバナンスの状況

□コーポレート・ガバナンス態勢

当社は、「基本理念」「経営理念」の下、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じ、長期的な安定と持続的な成長を実現するため、全てのステークホルダーの立場を踏まえ、透明・公正かつ迅速な意思決定を行うための経営体制を構築して、企業価値の向上に努めます。

そのために、当社が策定し、全役職員が業務を運営するにあたって最も重視すべき「基本理念」「経営理念」「行動指針」を全役職員へ浸透させるよう努めるとともに、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を経営の重要課題として位置付け、積極的に取り組みます。

1.取締役会

取締役会は、経営方針、経営戦略、資本政策等の経営戦略上重要な事項、および会社経営上の重要な事項の論議・決定を行うとともに、取締役、および社員の職務の執行を監督します。また、リスク選好に基づいた経営資源の配分を行い、健全性を基盤に「成長の持続」と「収益性・資本効率の向上」を実現し、中長期的な企業価値の拡大を目指します。なお、取締役会が多様な知見と専門性を備えた、バランスの取れた構成とするために社外取締役を選任しました。

2.部長会

各部部長が取締役会より委ねられた業務領域の責任者として業務を執行し、部長会にて業務執行に関する重要な決議等を行います。部長会は、取締役会への提案事項の決定、経営上重要な課題に関する審議・検討・決議、担当業務および予算の執行状況等の報告受領を任務とします。

3.各種委員会

当社は、適正な経営管理態勢、法令等遵守態勢、保険募集管理態勢、顧客保護等管理態勢を確保するために以下の委員会を設け、取締役会の審議・決定した経営方針が徹底されるよう努めます。

(1)コンプライアンス・リスク管理委員会

当委員会は、コンプライアンス基本方針の基本的な考え方から従い、実施計画の策定と推進、コンプライアンス態勢の整備、コンプライアンスに関する社員教育・指導等を担っています。

(2)保険金査定委員会

当委員会は、適切な保険金支払態勢の構築および損害サービス部の強化・拡充を通じて、適切・迅速な保険金支払いと保険契約者の保護を図ることを目的として設置しています。

(3)商品開発委員会

当委員会は、商品開発が、法令や当社商品開発方針および管理規程等に沿っているか、コンプライアンス・安全性・利便性等に問題はないか等を論議・検証する役割を担っています。

4.監査役

監査役は、独立した機関として、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質なコーポレートガバナンス態勢を確立する責務を担っています。監査役は、監査の方針・計画等に従って、取締役会その他の重要な会議への出席や社内各部の調査等より取締役の職務執行について監査を行います。

5.内部監査

内部監査の目的は、「当社における経営戦略・施策を支える重要な業務プロセスの適切性や有効性等各組織の内部管理態勢の整備・運営状況を検証・評価するとともに、顧客本位の業務運営の実現のためにベスト・プラクティスを目指した取組みを促進・支援することにより、経営目標の達成および企業の持続的成長と企業価値向上に資する」ことであり、毎年度、「内部監査基本計画兼実施計画」に則り、すべての業務および組織を対象に内部監査が実施されています。また、内部監査結果については、執行役員会および取締役会に報告されています。



お客さま本位の業務運営

当社は、行動指針に『お客さま本位の業務運営』を掲げ、「お客さまに安心と満足をお届けするために、全役職員がコンプライアンスを徹底し、お客さまに寄り添い、お客さまの視点に立った行動に努めてまいります」とする旨を掲げています。

また、「相手が望んでいることについて、誠実に応える」というコンプライアンス本来の意味を役職員全員が理解を深め、職業的な倫理規範に照らして当然遂行すべき行動を取るのが真のコンプライアンスであるとの認識のもと、あらゆる事業活動の局面で、その徹底と実践を最優先事項としております。社会環境が大きく変化し、お客さまの取り巻くリスクも多様化する中で、お客さまに安心していただくために「お客さまに寄り添い、お客さまの視点に立つ」ことが、当社に求められている使命と認識しています。こうした「お客さま本位」をより一層強化・徹底していくために、「お客さま本位の業務運営に係る基本方針」を策定し、具体的な取り組みを行ってまいります。

お客さま本位の業務運営に係る基本方針

1.お客さま本位の業務運営

- ▶ 当社は、お客さまの利益追求の原点として「会社に関わる全ての人々の幸せのために努力を惜しません」「常に変化し、成長し続けます」を経営理念に掲げております。引き続きお客さまに公平かつ公正な商品・サービスを提供するため、全役職員が本方針について積極的に取り組み、企業責任を全うしてまいります。

2.お客さまの最善の利益追求

- ▶ 当社は、お客さまの利益の最大化のために、お客さまニーズの把握と反映を継続し、商品の開発やサービスの提供を徹底してまいります。お客さまの契約お申し込みにおいては、全てのお客さまについて、そのご意向に沿っている旨を確認し、万一ご意向に沿えない場合には、当社との契約を見合わせていただくご提案をいたします。また、お客さまが重要な情報を誤解無くご理解いただけるよう、分かりやすい情報提供を推進してまいります。

3.利益相反の適切な管理

- ▶ 不当なお客さまの利益を害する取引、またはその恐れのある取引について、当社は、各種規程に基づき適切に把握・管理すると共に、利益相反取引を発生させないように監視体制の整備を継続いたします。

KPI指標

当社は、「お客さま本位の業務運営に係る基本方針」の取組み・遂行状況を確認する定量指標(KPI)を以下のとおり策定し、ホームページ上に公表しています。

今後もお客さまの利益の最大化を図るため、「会社に関わる全ての人々の幸せのために努力を惜しません」「常に変化し、成長し続けます」と経営理念として、当社全役職員が高い倫理観に基づき行動し、企業責任を全うしてまいります。

また、KPI指標については、必要に応じて見直し等を行い、新たな指標を策定する等改善を図っていきます。

4.合理的な手数料

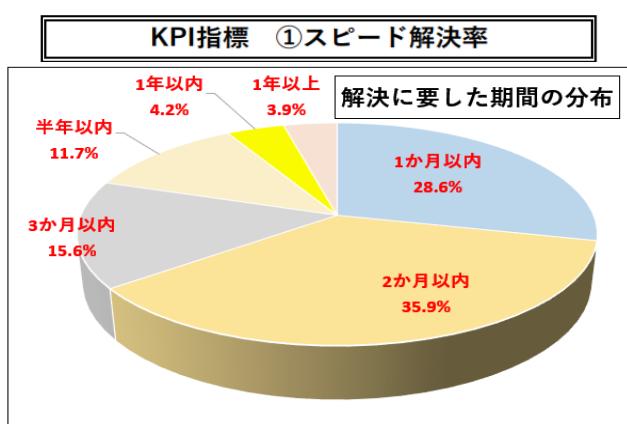
- ▶ 当社は、お客さまに提供する商品・サービスの内容と、商品の採算性などを基に合理的な手数料水準の設定にいたします。また、市場環境の変化においては、柔軟な手数料水準の決定に努めます。

5.お客さまに最適なサービスの提供

- ▶ 当社は、お客さまにとって、少額短期保険業者への最大の要請は、保険金のお支払い対応であるとの考えに立ち、迅速な保険金支払いを通じ社会貢献に繋げます。お客さまからの保険金ご請求に際しては、事故の前例を基に、お客さまそれぞれのケースに相応しいアドバイスのご提供に努めます。

6.方針の浸透に向けた枠組み

- ▶ 当社は、本方針の実践のため、全役職員の目標管理や研修体制の整備・見直しを図ることで、倫理観と専門知識の習得を推進します。



コンプライアンス態勢

当社は、コンプライアンス(法令等の遵守)を経営上の最重要課題のひとつとして位置付け、全ての役職員が企業の社会的責任と、お客さま本位の業務運営に関する活動の全てがコンプライアンスの取組みであるという認識のもと、コンプライアンス態勢をより強固なものとするために「コンプライアンス基本方針」を定めています。

□「コンプライアンス基本方針」(骨子)

●コンプライアンス態勢の構築

(1) コンプライアンス態勢の整備

- ・コンプライアンスに関する重要事項が経営陣に適切に報告される態勢を整備します。
- ・コンプライアンスに関する事項を管理・推進する部門としてコンプライアンス本部を設置し、年次計画の立案や実施状況の点検・指導等コンプライアンス態勢確保のための必要な権限を付与します。
- ・コンプライアンス上の問題となる行為等を発見した場合には、速やかに報告・相談を行うことを義務付けています。
- ・社内に「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設け、コンプライアンス・リスク管理の方針および方策の基本事項のうち、取締役会または部長会の決議事項について審議します。
- ・内部監査室は、コンプライアンス状況について監査を行い、その結果を取締役会に報告します。

(2) コンプライアンス推進活動

- ・コンプライアンスの実践における具体的な手引書として、コンプライアンス・マニュアルを策定し、周知徹底します。
- ・コンプライアンス本部は、各部に対して具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを策定、実施させることとし、推進状況を検証・指導します。
- ・年次研修計画を策定し、コンプライアンス研修を計画的に実施します。
- ・何らかの理由で通常の報告・相談を行うことが適当でない場合には内部通報制度を設け、匿名で報告・相談することができる態勢とします。

●コンプライアンスに係る役職員の行動基準

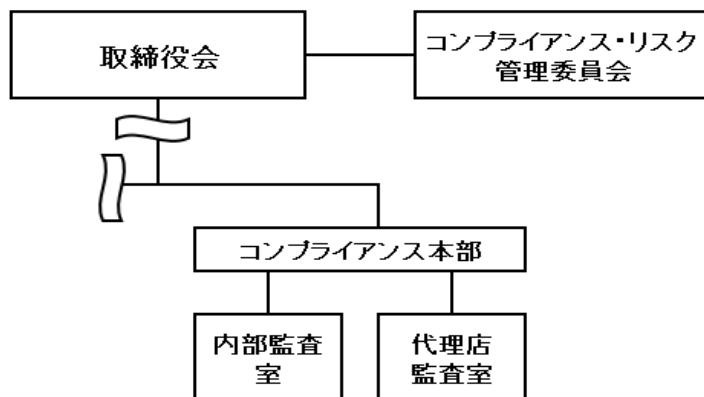
(1) 行動規範

- ・保険業法第1条「保険業の公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図り、もって国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資する」ために、法令等の遵守を行動の基本に据えて、誠実・公平・適正な業務運営に努めます。
- ・法令等に違反する行為を発見した場合は、勇気を持って行動し、関係者と協力して是正に努めます。

(2) 基本的な行動

- ・保険業の公共性を十分認識し、保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護に努めます。
- ・業務上知り得たお客さま情報の取扱いに関しては、外部に漏えいしないよう管理を徹底し、定められた目的以外には利用しません。
- ・反社会的勢力等には、警察等関係機関と連携を密にし、毅然として対応します。
- ・お客さまの利益が不当に害されることのないよう、当社における利益相反管理体制を確保します。
- ・外部委託等を行うにあたり、取引の適切性を確保します。
- ・適時・適切な情報開示を行うことにより、経営の透明性を確保します。

【コンプライアンス体制図】



反社会的勢力に対する基本方針

□反社会的勢力の定義

反社会的勢力とは、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人とし、以下に掲げる属性要件に該当するもの並びに、暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求などの行為要件に該当するものも含みます。

- ・暴力団及びその構成員、準構成員
- ・暴力団関係企業及びその役員、従業員
- ・企業から株主配当以外の不当な利益を要求する団体及び個人（総会屋等）
- ・社会運動を標ぼうして不当な利益・行為を要求する団体及びその構成員

□反社会的勢力に対する基本方針

当社は、適切かつ健全な少額短期保険事業を行うにあたり、2007年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会において決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を遵守するとともに、当社の「コンプライアンス規程」に準拠して、反社会的勢力に断固たる態度で対応し、関係を遮断するために、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定めました。

1.取引を含めた一切の関係遮断

当社は、反社会的勢力排除に向けた社会的責任、および反社会的勢力により当社、当社役職員および顧客等が受ける被害防止の重要性を十分認識し、反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行います。

2.組織としての対応

当社は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、従業者の安全確保を最優先に行動します。

3.裏取引や資金提供の禁止

当社は、反社会的勢力に対しては、資金提供や事実を隠蔽するための不適切・異例な便宜供与を一切行いません。

4.外部専門機関との連携

当社は、反社会的勢力への対応に際し、適切な助言・協力を得ることができるよう、平素より警察、弁護士などの外部専門機関等との連携強化を図ります。

5.有事における民事および刑事の法的対応

当社は、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から、積極的に法的対応を行います。



リスク管理態勢

口リスク管理方針

社会・経済の複雑化によって、事業環境も大きく変化しており、経営上のリスクは多様化・巨大化しています。このような状況の中で、企業理念の実現に向け、当社が抱えている様々なリスクについて、財務の健全性の確保と資本効率の向上、加えて業務の適切性の確保による業務品質の向上を図り、持続的成長と企業価値の向上の実現に資するためにリスク管理態勢を整備し、リスク管理を経営の最重要課題として取組みます。

<リスク管理のプロセス>

当社は、基本理念・経営理念の実現に向け、資産・負債の構成、各種リスクを勘案し、かつ自己資本の状況を踏まえた収支計画、リスク管理計画を策定し、取組みを行うこととします。

また、「リスクの特定⇒リスクの評価⇒リスクの処理⇒効果検証・改善⇒報告」のプロセスを業務活動の中に取組むことによって、リスク管理を実行します。

<リスク管理に係る組織・体制の整備>

取締役会はリスク管理態勢全般を監督し、統合リスク管理の推進・徹底を図るため、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置します。コンプライアンス・リスク管理委員会は、リスク管理上の重要課題への対応状況や資本・リスクの状況等の確認を行い、状況に応じた対策等を審議し改善指導を行います。

<危機管理基本方針>

当社は、リスク管理方針に基づき、「危機管理基本方針・規程」を定め、お客さま・代理店等との関係に広範かつ重大な影響が生じたり、当社業務に著しい支障が生じる事態において、迅速かつ適切な行動・措置をとり当社が被る経済的損失を極小化し、迅速に通常業務へ復旧することとしています。

<個別リスク管理>

当社は、保有するリスクを以下のとおり、保険引受リスク、資産運用リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスクに分類します。

・保険引受リスク

経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスクをいいます。

・資産運用リスク

主に、金利、為替、有価証券等の価格が変動することにより、保有する資産の価値が変動し、会社が損失を被る市場関連リスクと、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少あるいは消滅し、会社が損失を被る信用リスク、の2つがあります。

・流動性リスク

主に、会社の財務内容の悪化等による新契約の減少に伴う保険料収入の減少、大量または大口解約に伴う解約返戻金支出の増加、巨大災害での資金流出等により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされること等により損失を被る資金繰りリスクと、市場の混乱等により市場において取引ができなかつたり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすること等により損失を被る市場流動性リスク、の2つがあります。

・事務リスク

役職員、業務委託先等が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより会社が損失を被るリスクをいいます。

・システムリスク

情報システムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い会社が損失を被るリスクおよびコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。

保険引受リスク、資産運用リスクは、自己資本との関係を踏まえた収益とのバランスをとりながら管理します。流動性リスクは、現在および将来にわたっての資金需要への対応を想定して管理します。事務リスク、システムリスクは、発生する会社損失を想定し防止・軽減に努めます。



□個人情報の保護

2005年4月1日の「個人情報保護法」の全面施行により、当社を含む個人情報取扱業者には様々な責務が課されることになりました。

その後、消費者や事業主を取り巻く社会環境は変化し、大規模な情報漏えい事件が多数発生したことにより、より一層の個人情報保護を求める観点で、2017年5月30日に改正個人情報保護法が施行されました。

個人情報を含む「お客さま情報」は、当社が事業活動を行い、事業を発展させていくためには欠かせない資源ですが、紛失・盗難・不正アクセス等により第三者の手に渡り不正に利用された場合には、お客さまに多大な迷惑をお掛けするばかりか、当社にとっても極めて大きな影響が生じるおそれがあります。こうしたことを未然に防止し、お客さまからの信頼を失わないため、「個人情報保護法」「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」「金融分野における個人情報の保護に関するガイドライン」「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(「番号法」)等に依り、当社のお客さま情報を適切に管理することとしました。

お客さまの個人情報のお取り扱いに関しては下記の「プライバシーポリシー」を定め、当社のホームページ(<https://www.a1-si.com/>)で以下の通り公表しています。

□個人情報保護に関する基本方針【プライバシーポリシー】

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また保険業に対するお客さまの信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)、その他の関係法令、関係官庁からのガイドライン、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインなどを遵守して、個人情報を厳正・適切に取扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じます。

当社は、個人情報の取扱いが適正に行なわれるよう、従業員への教育・指導を徹底し、適正な取扱いが行われるよう取組んでまいります。また、個人情報の取扱いに関する苦情・ご相談に迅速に対応し、当社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

1.個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。(下記6.の個人番号および特定個人情報を除きます)

2.個人情報の利用目的

当社は、保険会社から保険募集業務の委託を受けて、取得した個人情報(個人番号および特定個人情報については6.をご覧ください。)を当該業務の遂行に必要な範囲内で利用します。

また、当社は少額短期保険業を営んでおり、当該業務の遂行に必要な範囲内においても取得した個人情報を利用します。当社における具体的な個人情報の利用目的は次のとおりであり、それら以外の他の目的に利用することはありません。

①当社が取扱う少額短期保険およびこれらに付帯・関連するサービスの提供

②損害保険代理業およびこれらに付帯・関連するサービスの提供上記の利用目的の変更は、相当の関連性を有すると合理的に認められている範囲にて行い、変更する場合には、その内容をご本人に対し、原則として書面などにより通知し、または当社のホームページなどにより公表します。

当社に対し、保険業務の委託を行う保険会社の利用目的は、下記保険会社のホームページに記載しております。

・AIG損害保険株式会社(<https://www.aig.co.jp/>)

・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>)

3.個人データの安全管理措置

当社は、取扱う個人データの漏えい、滅失または毀損の防止、その他個人データの安全管理のため、安全管理に関する取扱規程などの整備および実施体制の整備など、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的の達成に必要とされる正確性・最新性を確保するための適切な措置を講じ、万が一、問題等が発生した場合は、速やかに適正な対策を行います。



4.個人データの第三者への提供

当社は、次の場合を除き、あらかじめご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- ① 法令に基づく場合
 - ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- また、個人データを第三者に提供したとき、あるいは第三者から提供を受けたとき、提供・取得経緯等の確認を行うとともに、提供先・提供者の氏名等、法令で定める事項を記録し、保管します。

5.センシティブ情報の取扱い

当社は、要配慮個人情報（人種、信条、社会的身分、病歴、前科・前歴、犯罪被害情報などをいいます）ならびに労働組合への加盟、門地および本籍地、保健医療および性生活に関する情報（センシティブ情報）については、次の場合を除き、原則として取得、利用または第三者提供を行いません。

- ① 法令等に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合
- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- ⑤ 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体若しくは労働組合への所属若しくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- ⑥ 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合

6.個人番号および特定個人情報の取扱い

当社は、個人番号および特定個人情報について、法令で限定的に明記された目的以外のために取得・利用しません。また、番号法で限定的に明示された場合を除き、個人番号および特定個人情報を第三者に提供しません。

7.個人情報保護法に基づき保有個人データの開示、訂正、利用停止など

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する開示、訂正または利用停止などに関するご請求については、ご請求者がご本人であることを確認させていただいたうえで手続きを行います。保険会社や他社の保有個人データに関しては当該会社に対してお取次ぎいたします。当社の保有個人データに関し、必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

なお、上記開示などの手続きについては所定の手数料をいただきます。手続きを希望される方は、下記お問い合わせ先までお申し付けください。

8.お問い合わせ先

ご連絡先は下記のお問い合わせ窓口となります。また保険事故に関する照会については、下記のお問い合わせ先窓口の他、保険証券記載の保険会社の事故相談窓口にもお問い合わせいただくことができます。

なお、ご照会者がご本人であることをご確認させていただいたうえで、ご対応させていただきますので、あらかじめご了解願います。

商号 : エイ・ワン少額短期保険株式会社
本社所在地 : 大阪府大阪市中央区久太郎町1-9-26
受付時間 : 午前10時から午後5時
ホームページ : <https://www.a1-ssi.com/>



情報開示

当社は、お客さま、代理店、株主をはじめとするあらゆるステークホルダーの皆さんに、当社をご理解していただき、適正なご評価をいただくために、ディスクロージャー誌ならびにホームページで、当社に関する重要な情報の公正かつ適時・適切な開示に努めています。

ディスクロージャー誌

ステークホルダーの皆さんに、当社の事業活動をご理解いただくため、毎年ディスクロージャー誌を発行しています。当社の事業・経営、商品・サービス、業績データ等についてわかりやすく説明しています。

ホームページ

当社のホームページには、商品・サービス・各種手続きのご案内、会社情報等を掲載しています。また、当社からのお知らせやニュースリリース等もご覧いただけます。
(<https://www.a1-ssi.com/>)

エイ・ワン少額短期保険の現状

エイ・ワン少額短期保険株式会社



勧誘方針

当社は、金融商品の勧誘方針について、金融商品の販売等に関する法律に基づき、以下のように定めております。

1. コンプライアンスの重要性を十分に認識し、関係法令等や取扱い保険会社の規程等を遵守した適正な販売に努めてまいります。
2. 商品の販売に際して、お客様にお勧めする商品の内容を正しくご理解いただけるよう、知識の習得に励み、わかりやすいご説明を行うよう努めてまいります。
3. コンサルティング活動等を通じて、お客様の現在の状況・ニーズを踏まえた最適な商品設計・販売等を行ってまいります。
4. 販売活動等に際しては、時間帯や勧誘場所についてお客様の立場に立って、十分に配慮してまいります。
5. 保険事故発生の際、保険金のご請求に関してお客様に適切にアドバイスさせていただくよう努めてまいります。
6. お客様からの貴重なご意見の収集に努め、その後のお客様へのサービス向上等に活かしてまいります。
7. お客様に関する情報は、業務上必要な範囲で収集し適正に使用いたします。また、個人情報の保護推進のために厳重な管理を行います。



お客さまの声に対する適切な対応

□「お客さまの声」対応の目的と基本姿勢

1. 対応の目的

当社は、基本理念及び経営理念に基づき、顧客本位の業務運営に向けた取組みを推進するため、お客さまからの声を業務改善の原点ととらえ、取組みを強化することとしました。

2. 基本姿勢

① 全役職員は、お客さまから寄せられたすべてのお客さまの声に対して、適切かつ迅速・真摯に対応し、解決を図ります。

② 全役職員は、お客さまの声は「お客さまの信頼を確保し、事業の成長を実現するための重要な情報である」と認識し、お客さまの声に関する情報を収集分析し、苦情の低減を図るとともに、常に業務の改善に努めるものとします。

□「お客さまの声」の受付窓口

当社では以下のとおり、「お客さまの声」を承っています。お客さまから寄せられたご不満・ご意見・ご要望等は関連部門と連携し、迅速かつ適切な対応を行い、業務プロセスの改善に努めてまいります。

◆お客さま専用フリーダイヤル

お客さまからご不満・ご要望・ご意見・ご相談等をお電話で承る窓口を設置しています。

お客さま専用フリーダイヤル:

0120-818-230

(受付時間: 平日 10:00~17:00)

*土日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。

◆当社ホームページ

お客さまからご不満・ご要望・ご意見・ご相談等につきましては、当社ホームページからもお申し出いただくことができます。

当社ホームページ: [Https://www.a1-ssi.com](https://www.a1-ssi.com)

□指定少額短期保険業務紛争解決機関(ADR)について

当社は、保険業法に基づく指定紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会と紛争解決等業務の実施に関する手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、少額短期保険業に関する一般的な相談のほか、少額短期保険業者の業務に関する苦情や紛争に対応する窓口として、『少額短期ほけん相談室』を設けています。

当社との間で問題が解決できない場合には、『少額短期ほけん相談室』に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、日本少額短期保険協会のホームページをご参照ください。<http://www.shogakutanki.jp>

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

フリーダイヤル: 0120-82-1144

受付時間: 平日 8:00~12:00 13:00~16:00

*土日・祝日・年末年始を除きます

*新型コロナウイルス感染拡大のため当面の間、受付時間を変更しております。
(通常受付時間: 9:00~12:00, 13:00~17:00)



保険募集制度

当社は、主に、全国で1900店を超える不動産業、不動産管理業等の代理店を通じて、保険の販売を行っています。また、当社は、これら保険販売に携わる代理店の法令等を遵守した適正な保険募集を推進し、ご契約者様へのサービス向上を図るため、代理店研修、代理店指導の体制を確立しています。

1.代理店登録および届出

当社と代理店委託契約を締結した代理店が保険募集を行うためには、保険業法第276条に基づき、内閣総理大臣への登録を受けることが必要です。また、お客さまと保険契約の手続を行う保険取扱者（保険募集人）は、少額短期保険業の共通資格試験である「少額短期保険募集人試験」に合格し、内閣総理大臣へ届出をしなければなりません。なお、当社代理店数は以下の通りです。

2020年3月末	2021年3月末
2,006店	1,943店

2.代理店の業務

代理店は、保険会社のために保険契約の締結の代理・媒介を行う立場であり、お客さまに適切な保険商品をおすすめし、お客さまのご意向を確認したうえで保険契約を締結し、保険料をお預かりします。お客さまに保険商品をご案内する際には、ご契約のしおり、パンフレットなどで補償内容等をご説明し、「重要事項のご説明」等を用いて、提案した商品の「契約概要」「注意喚起情報」等をご説明します。

3.代理店研修・代理店指導

代理店が行う保険募集は、保険業法や関係法令等を遵守することがきわめて重要です。当社では、「コンプライアンスマニュアル」を全代理店に配布し、研修を実施しています。また、コンプライアンス本部が作成した「コンプライアンスニュース」やコンプライアンス関連資料による代理店教育を実施し、適正な保険募集態勢を確保しています。

4.代理店監査等

当社では、代理店の業務推進状況を総合的に点検・評価し、その結果に基づき、問題点や課題の把握及び改善、コンプライアンスの徹底、不祥事件の未然防止及び早期発見を促進することを目的とした代理店監査を実施しています。

代理店監査は、代理店が事前にチェックした「代理店自己点検シート」を基に、営業担当者及び代理店サポート課が点検・指導を行い、その後代理店監査室が点検内容の確認及び指導を行うという方法で実施しています。

また、定期的に、代理店・募集人の登録・届出内容の確認も実施し、食い違いがあれば直ちに変更手続きを行っています。



CSR（企業の社会的責任）

当社は、すべてのステークホルダーの要請に応えながら、社会とともに持続的成長を遂げるために企業の社会的責任を果たします。また、「お客さま本位の業務運営」を基本行動に据え、社会的信用を得るための事業を展開していきます。

1. 地球環境保護の取組み

当社は、地球環境保護の取組みとして、Webでご自身の契約内容を確認いただける仕組み（＝Web証券）を構築し、お客さまが保険証券発行の省略を選択いただける取組みを推進しています。

今後も、書類等のペーパレス化を推進し、CO₂排出量の削減による環境保全に取り組んで行きます。

2. 社会に目を向けた取組み

2015年9月の国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）に参画し、一般社団法人SDGs市民社会ネットワークに加盟しております。「5.ジェンダー平等の実現」「11.住み続けられるまちづくり」「13.気候変動への具体策」「14.海の豊かさを守ろう」といった持続可能な目標に向け社会の一員として取り組んでおります。

「保険」という形のない商品を扱うわたしたちにとって、スタッフ全員が重要な会社の財産です。社員ひとりひとりが自己成長の場である”仕事”を通して、社会の継続性に貢献する実感と喜びを持てるよう心がけています。

他者への貢献や支援活動は、自分を高め新しい価値観を持つ絶好の機会であると当社では考えています。当社にかかわるすべての人が「社会と共生し、社会に積極的に貢献する会社創り」「人創り」という価値観を共有しながら、より良い社会作りに貢献してまいります。



商品・サービスについて

保険の仕組みについて----- P.19

当社の取扱商品----- P.21



保険の仕組みについて

□少額短期保険とは

2006年4月に改正保険業法が施行されたことにより、従来存在していたいわゆる無認可共済に代わり、財務局における登録という一般的の保険会社よりも簡易な手続により設立が認められる、少額短期保険業者が誕生しました。

少額短期保険においては、取り扱う保険金額が「少額」(損害保険1,000万円以下、医療保険80万円以下等)、かつ保険期間が「短期」(損害保険2年以内、医療保険1年以内等)の保険契約のみを引き受けます。

また、少額短期保険業者は、保険契約者保護機構に加入していませんので、破綻した場合の補償がないという点も特徴の一つです。

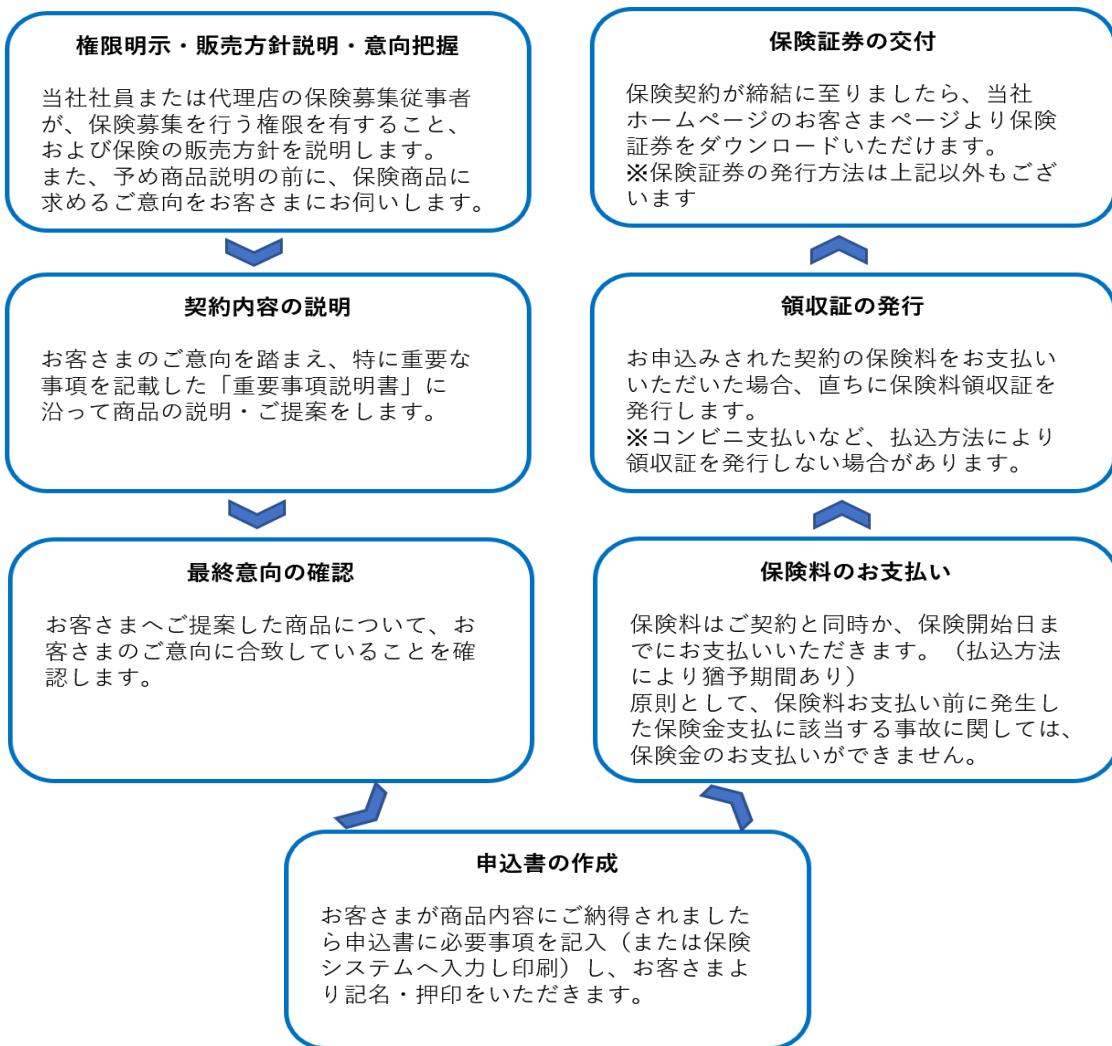
□保険契約締結の流れ

当社の代理店は、当社との代理店委託契約に基づき、保険の説明および保険契約の締結を行います。また、代理店は行政機関に登録しており、保険募集の資格を持った代理店の役員および使用人に限り保険募集行為を行っています。その他に、当社の役職員が、直接募集を行うことができます。

また、当社代理店には、その商品内容をよく理解し、お客様に誤解を生じさせないよう、わかりやすい説明を心がけ、十分理解していただくために、各種マニュアル等を整備し、法令等の厳守を徹底しています。

その意識を維持していただくために、定期的に代理店監査を実施しており、現在、約1,900店舗の代理店網にてネットワークを構築しております。

○ご契約までの流れ(概要)



□再保険について

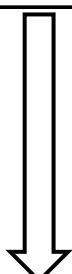
再保険とは、保険会社が元受保険契約に基づく保険金支払責任のすべて、あるいは一部分を別の保険会社に転嫁することを言います。

当社では、国際的に著名な格付け会社の格付けが高い再保険会社複数社と再保険契約を締結し、2020年度は比例再保険方式により、90%の割合で再保険をかけることにより、十分な保険金支払能力を確保し、経営の安定化を図りました。

また、再保険を引き受ける再保険会社については、格付けや信頼性、実績等を考慮して選定し、巨大災害の発生時においても確実に再保険金の回収ができるよう、上限額の設定等を含む再保険契約条件を十分検討するとともに、当社の財務状況等に応じて毎年再保険契約条件の見直しを図っております。

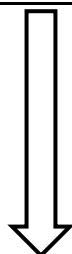
□保険金のお支払いまでの流れについて

事故の発生



- 火災事故・爆発事故等が発生した場合は、負傷者の救援や、二次災害の拡大防止などを行い、警察、消防などに通報してください。
- 漏水事故や第三者に対する賠償事故が発生した場合は、損害拡大防止に努め、第三者の被害状況を確認し、救急車の要請などを行ってください。
- 盗難事故の場合は、必ず警察へ通報してください。保険金請求の際には、盗難の事故受理番号が必要となります。
- 医療保険の場合は、ケガや病気による医療機関への入院が対象の保険ですので、ご入院をされましたら保険金請求のご連絡をお願いします。

事故のご連絡



当社の事故受付センター、または取扱い代理店にご連絡をお願いします。
お知らせいただきたい内容は、

- ①ご契約者氏名
 - ②証券番号
 - ③事故発生日時
 - ④事故発生場所
 - ⑤(第三者)相手方ご氏名・ご住所・ご連絡先
- です。

事故センターは24時間フリーダイヤルで受付可能です。
※年末年始を除く

事故の初動対応



契約内容の確認、事故内容の確認、お支払い対象であるかどうかの確認をいたします。
お支払いの対象との確認ができましたら、保険金請求にかかる必要書類等をご案内しお送りいたします。

※事故状況によっては、鑑定人の手配を行うなど、適切な保険金お支払いができるよう努めております。

損害の調査



ご提出いただいた書類、現場確認、鑑定人報告書などに基づき損害額の算出を行い、ご契約者、相手方との話し合いを行います。

※必要書類を一度ご提出いただいた場合であっても、追加資料のご提出をお願いするときもございますのでご了承ください。

※当社では示談交渉は行っておりません。

損害の確定 保険金お支払い

発生した損害の内容が確定しましたら、ご提出いただいた保険金請求書に記載のお振込み先口座へ保険金をお振込みいたします。



当社の取扱商品

① 賃貸入居者総合保険ハッピーワン



家財補償、修理費用補償、借家人賠償責任補償、個人賠償責任補償がセットとなっています。その他に臨時費用、残存物取片付け費用、失火見舞費用等の各種費用を補償します。

さらに、コースによっては、テレビを落として壊した時など不測かつ突発的な事故で家財物を破損させた場合なども補償します。また、オーナー(部屋に損害を与えた等)や第三者(階下に水漏れを起こした等)に対する賠償責任にも対応しています。インターネットからのお申し込みが可能です。

② テナント保険



賃貸物件の事業者向けに商品で、設備・什器等補償、借家人賠償責任補償、施設賠償責任補償がセットとなっています。また、その他に臨時費用、残存物取片付け費用、失火見舞費用、建具等修理費用等の各種費用も補償します。インターネットからのお申し込みが可能です(用途が「事務所」の場合のみ)。

③ 加入条件個別設定型医療保険 EVERYONE



日常生活において、万が一のケガ、病気等で入院した場合に保障します。その他入院一時金、手術保険金等も支払います。妊娠中や持病や既往症があっても、その特定の疾病のみを不担保としてお引き受けが可能です。インターネットからのお申し込みが可能です。なお、2021年7月16日現在、新規お引き受けは停止しています。

④ 住宅漏水事故対応費用保険 エルセ保険



エルセ設置マンションにおいて、配管のゆるみ、排水管詰まりなどにより水濡れがあった場合において、修理費用・賠償費用を補償いたします。なお、2021年7月16日現在、新規お引き受けは停止しています。

業績データ

主要な業務に関する事項-----	P.23
主要な業務の状況を示す指標等-----	P.24
保険契約に関する指標-----	P.26
経理に関する指標等-----	P.28
財産の状況に関する指標-----	P.31



主要な業務に関する事項

□直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標

項目	前々期(2018年度)	前期(2019年度)	当期(2020年度)
経常収益	3,437,952	3,359,114	3,342,941
うち保険料	1,775,914	1,775,295	1,798,923
経常費用	3,430,606	3,363,835	3,280,830
うち保険金等	433,987	401,449	446,144
うち解約返戻金等	56,327	62,957	72,555
うち事業費	1,304,098	1,215,258	1,154,609
経常利益	7,346	▲ 4,722	62,110
当期純利益	2,355	▲ 10,202	▲ 15,534
正味収入保険料	185,656	148,503	247,098
正味支払保険金	109,424	113,498	115,463
正味事業費	110,665	▲ 1,503	27,054
総資産	1,047,012	1,113,702	1,133,537
純資産額	140,524	130,321	139,787
保険業法上の純資産額	180,905	142,321	156,775
現金及び現金同等物の期末残高	342,081	362,687	410,845
責任準備金	142,836	165,349	241,608
うち普通責任準備金	102,454	153,348	224,621
うち異常危険準備金	40,381	12,000	16,988
うち契約者配当準備金	—	—	0
資本金	231,000	231,000	256,000
(発行済株式の総数 株)	4,620	4,620	5,120
自己資本	140,524	130,321	139,787
供託金	33,000	33,000	33,000
有価証券	74,455	74,370	74,286
元受損害率	25.2%	23.4%	25.8%
元受事業費率	75.8%	71.0%	66.9%
元受合算率	101.1%	94.5%	92.7%
正味損害率	58.9%	76.4%	46.7%
正味事業費率	59.6%	-1.0%	10.9%
正味合算率	118.5%	75.4%	57.7%
経常利益率	0.2%	-0.1%	1.9%
自己資本比率	13.4%	11.7%	12.3%
ソルベンシー・マージン比率	651.6%	678.4%	811.9%
一株当たり当期純利益	0	▲ 2	▲ 3
一株当たり配当金	—	—	—
配当性向	—	—	—
内部留保率	100.0%	100.0%	100.0%
年間收受保険料	1,379,088	1,365,265	1,374,819
契約件数	188,574	187,343	184,609
被保険者数(保険の相手方)	206,951	205,671	202,048
役員数	2	7	7
従業員数(パートタイマー等含む)	33	34	37
支店数	0	7	6
支社数	0	2	2
代理店数	2,103	2,006	1,943



主要な業務の状況を示す指標等

I 正味収入保険料

(単位:千円、%)

種目	年度	前期(2019年度)		当期(2020年度)	
		金額	構成比	金額	構成比
火災保険	普通火災保険	-	-	-	-
	家財保険	27,253	18.4%	78,231	31.7%
	(地震保険)	-	-	-	-
その他		121,250	81.6%	168,867	68.3%
計		148,503	100.0%	247,098	100.0%

II 元受保険料

(単位:千円、%)

種目	年度	前期(2019年度)		当期(2020年度)	
		金額	構成比	金額	構成比
火災保険	普通火災保険	-	-	-	-
	家財保険	581,610	32.8%	569,538	31.7%
	(地震保険)	-	-	-	-
その他		1,193,683	67.2%	1,229,385	68.3%
計		1,775,295	100.0%	1,798,923	100.0%

III 支払再保険料

(単位:千円、%)

種目	年度	前期(2019年度)		当期(2020年度)	
		金額	構成比	金額	構成比
火災保険	普通火災保険	-	-	-	-
	家財保険	552,234	34.0%	489,567	31.7%
	(地震保険)	-	-	-	-
その他		1,069,776	66.0%	1,056,761	68.3%
計		1,622,012	100.0%	1,546,328	100.0%

IV 保険引受利益

(単位:千円、%)

種目	年度	前期(2019年度)		当期(2020年度)	
		金額	構成比	金額	構成比
火災保険	普通火災保険	-	-	-	-
	家財保険	2,519	18.0%	56,857	31.7%
	(地震保険)	-	-	-	-
その他		11,477	82.0%	122,729	68.3%
計		13,996	100.0%	179,586	100.0%

V 正味支払保険金

(単位:千円、%)

種目	年度	前期(2019年度)		当期(2020年度)	
		金額	構成比	金額	構成比
火災保険	普通火災保険	-	-	-	-
	家財保険	24,356	21.5%	8,298	7.2%
	(地震保険)	-	-	-	-
その他		89,143	78.5%	107,165	92.8%
計		113,498	100.0%	115,463	100.0%



VI 元受保険金

(単位:千円、%)

種目	年度	前期(2019年度)		当期(2020年度)	
		金額	構成比	金額	構成比
火災保険	普通火災保険	-	-	-	-
	家財保険 (地震保険)	224,377	51.7%	136,874	34.1%
その他		209,610	48.0%	264,574	65.9%
	計	433,987	100.0%	401,449	100.0%

VII 回収再保険金

(単位:千円、%)

種目	年度	前期(2019年度)		当期(2020年度)	
		金額	構成比	金額	構成比
火災保険	普通火災保険	-	-	-	-
	家財保険 (地震保険)	112,518	39.1%	109,917	33.2%
その他		175,431	60.9%	220,785	66.8%
	計	287,950	100.0%	330,702	100.0%



保険契約に関する指標

I 契約者配当金

該当契約はございません。

II 正味損害率、正味事業費率及びその合算率(コンバインド・レシオ)

種目	年度	前期(2019年度)			当期(2020年度)		
		正味損害率	正味事業比率	合算率	正味損害率	正味事業比率	合算率
火災保険	普通火災保険	-	-	-	-	-	-
	家財保険	58.9%	59.6%	118.5%	46.7%	10.9%	57.7%
	(地震保険)	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-
	計	58.9%	59.6%	118.5%	46.7%	10.9%	57.7%

III 出再控除前の発生損害率、事業費率および合算率

種目	年度	前期(2019年度)			当期(2020年度)		
		発生損害率	事業比率	合算率	発生損害率	事業比率	合算率
火災保険	普通火災保険	-	-	-	-	-	-
	家財保険	23.4%	71.0%	94.4%	25.8%	66.9%	92.7%
	(地震保険)	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-
	計	23.4%	71.0%	94.4%	25.8%	66.9%	92.7%

IV 保険契約を再保険に付した場合における当該再保険を受けた主要な保険会社等(第211条の52において準用する第71条第1項各号に掲げる者をいう。次号及び第6号において同じ)の数

	前期(2019年度)	当期(2020年度)
当該再保険を受けた主要な保険会社等	7社	7社

V 再保険を受けた主要な再保険会社及び再保険内容

再保険会社	再保険契約内容	
	前期(2019年度)	当期(2020年度)
	比例再保険(保険金額の95%)	比例再保険(保険金額の95%)
	出再割合	出再割合
タイプ再保険	20.0%	25.5%
ラブアン再保険	14.5%	22.0%
オデッセイ再保険	18.5%	19.6%
エムエス・アムリン再保険	29.5%	11.7%
その他再保険3社	17.5%	21.2%
計	100.0%	100.0%

2021年3月31日時点



VI 再保険を引き受けた主要な再保険会社の格付け区分と支払再保険料の割合

格付け機関	格付け	前期(2019年度)		当期(2020年度)	
		社数	支払再保険料における割合	社数	支払再保険料における割合
A.M.Best	A以上	3	55%	4	48%

VII 未収再保険の額

該当契約はございません。



経理に関する指標等

I 支払備金

(単位:千円、%)

種目	年度	前期(2019年度)		当期(2020年度)	
		金額	構成比	金額	構成比
火災保険	普通火災保険	-	-	-	-
	家財保険	6,308	16.0%	5,909	16.5%
	(地震保険)	-	-	-	-
その他		33,512	84.0%	29,808	83.5%
計		39,823	100.0%	35,717	100.0%

II 責任準備金

(単位:千円、%)

種目	年度	前期(2019年度)		当期(2020年度)	
		金額	構成比	金額	構成比
火災保険	普通火災保険	-	-	-	-
	家財保険	54,956	33.0%	79,729	33.0%
	(地震保険)	-	-	-	-
その他		110,389	67.0%	161,879	67.0%
計		165,349	100.0%	241,608	100.0%

III 利益準備金および任意積立金の区分ごとの残高

該当事項はございません。

IV 損害率の上昇に対する経常損失の額

損害率上昇のシナリオ	発生損害率1%上昇すると仮定
計算方法	増加発生損害額は 既経過保険料(出再部分除く) × 1% 経常損失の増加額は増加する発生損害額と等しい

(単位:千円)

	前期(2019年度)	当期(2020年度)
経常損失増加額	1,022	4,629

(単位:千円)

	前期(2019年度)	当期(2020年度)
当期元受損害率	23.4	25.8
当期経常利益	▲ 4,722	62,110



V 資産運用に関する指標等

① 資産運用の状況

(単位:千円、%)

区分	前期(2019年度)		当期(2020年度)	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金	362,687	32.6%	410,845	36.2%
金銭信託	-	-	-	-
有価証券	74,370	6.7%	74,286	6.6%
運用資産計	437,057	39.2%	485,131	42.8%
その他	676,645	21.5%	648,406	57.2%
総資産	1,113,702	100.0%	1,133,537	100.0%

② 利息配当収入の額および運用利回り

(単位:千円、%)

区分	前期(2019年度)		当期(2020年度)	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金	54	0.02%	65	5.00%
金銭信託	-	-	-	-
有価証券	1,235	1.66%	1,235	95.00%
その他	-	-	-	-
合計	1,289	100.0%	1,300	100.0%

※運用利回りは、(収入金額 ÷ 月平均運用額)で算出しています。

③ 保有有価証券の種類別の残高および合計額に対する構成比

(単位:千円、%)

区分	前期(2019年度)		当期(2020年度)	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	74,370	100%	74,286	100%
合計	74,370	100%	74,286	100%

④ 有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位:千円、%)

区分	前期(2019年度)		当期(2020年度)	
	10年以下	10年超	10年以下	10年超
国債	-	74,370	-	74,286
合計	-	74,370	-	74,286

⑤ 有価証券の時価情報等

(単位:千円、%)

区分	前期(2019年度)			当期(2020年度)		
	取得原価	貸借対照表計上額	差益	取得原価	貸借対照表計上額	差益
国債	74,874	74,370	▲ 419	74,874	74,286	▲ 588
合計	74,874	74,370	▲ 419	74,874	74,286	▲ 588

⑥ 金銭の信託

該当はございません。



VI 責任準備金の残高

(単位:千円)

区分	普通責任準備金	異常危険準備金	契約者配当準備金等	合計
火災保険	75,584	4,145	-	79,729
普通火災保険	-	-	-	-
家財保険	75,584	4,145	-	79,729
(地震保険)	-	-	-	-
その他	149,037	12,843	-	161,879
計	224,621	16,988	-	241,608

VII 法272条の28において準用する法第130条第1号に係る細目

① 第211条の59第1項第1号に規定する額(純資産の額)

(単位:千円)

	前期(2019年度)	当期(2020年度)
純資産の額	130,321	139,787

② 第211条の59第1項第2号に規定する額(価格変動準備金の額)

(単位:千円)

	前期(2019年度)	当期(2020年度)
価格変動準備金の額	-	-

③ 第211条の59第1項第3号に規定する額(異常危険準備金の額)

(単位:千円)

	前期(2019年度)	当期(2020年度)
異常危険準備金の額	12,000	16,988

④ 第211条の59第1項第4号に規定する額(一般貸倒引当金の額)

(単位:千円)

	前期(2019年度)	当期(2020年度)
一般貸倒引当金の額	-	-

⑤ 第211条の59第1項第5号に規定する額(その他の有価証券の評価差額)

(単位:千円)

	前期(2019年度)	当期(2020年度)
その他の有価証券の評価差額	-	-

⑥ 第211条の59第1項第6号に規定する額(保有する土地の時価と帳簿価額の差額)

(単位:千円)

	前期(2019年度)	当期(2020年度)
保有する土地の時価と帳簿価額の差額	-	-

⑦ 第211条の59第1項第7号に規定する額(契約者配当準備金・社員配当準備金の額)

(単位:千円)

	前期(2019年度)	当期(2020年度)
契約者配当準備金の額	-	-
社員配当準備金の額	-	-

⑧ 第211条の59第1項第8号に規定する額(①から⑦までに掲げるもの以外のものの合計額)

(単位:千円)

	前期(2019年度)	当期(2020年度)
①から⑦までに掲げるもの以外のものの合計額	-	-



財産の状況に関する指標

I 貸借対照表

(単位:千円)

科目	2019年度	2020年度	科目	2019年度	2020年度
	2020/3/31 現在	2021/3/31 現在		2020/3/31 現在	2021/3/31 現在
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	362,687	410,845	保険契約準備金	205,173	277,326
現金	67	151	支払備金	39,824	35,717
預貯金	362,620	410,695	責任準備金	165,349	241,608
代理店借			再保険借	106,053	93,743
有価証券	74,370	74,286	短期社債	487,255	424,775
国債	74,370	74,286	社債	—	—
地方債	—	—	新株予約権付社債	—	—
その他の証券	—	—	その他負債	184,895	197,907
有形固定資産	5,895	5,705	代理業務借	—	—
土地	—	—	借入金	—	—
建物	4,755	4,918	未払法人税等	2,884	1,377
動産	—	—	未払金	—	—
建設仮勘定	—	—	未払費用	19,436	25,367
その他の有形固定資産	1,139	787	前受収益	—	—
無形固定資産	16,334	11,607	預り金	162,425	171,037
ソフトウェア	16,334	11,607	仮受金	112	72
のれん	—	—	その他の負債	38	54
その他の無形固定資産	—	—	退職給付引当金	—	—
代理店貸	227	179	価格変動準備金	—	—
再保険貸	462,963	394,888	繰延税金負債	—	—
—	—	—	負ののれん	—	—
その他資産	158,221	203,027	負債の部 合計	983,380	993,750
未収金	218	548	(純資産の部)		
未収保険料	139,237	137,944	資本金	231,000	256,000
前払費用	2,167	46,926	新株式申込証拠金	—	—
未収収益	—	—	資本剰余金	—	—
預託金	22	11	資本準備金	—	—
仮払金	46	—	その他資本剰余金	—	—
その他の資産	16,531	17,598	—	—	—
繰延資産	—	—	利益剰余金	▲ 100,678	▲ 116,213
供託金	33,000	33,000	利益準備金	—	—
			その他利益剰余金	▲ 100,678	▲ 116,213
			積立金	—	—
			繰越利益剰余金	▲ 100,678	▲ 116,213
			自己株式	—	—
			自己株式申込証拠金	—	—
			株主資本合計	130,321	139,787
			その他有価証券評価差額金	—	—
			繰延ヘッジ損益	—	—
			土地再評価差額金	—	—
			評価・換算差額等合計	—	—
			新株予約権	—	—
			純資産の部 合計	130,321	139,787
資産の部合計	1,113,702	1,133,537	負債及び純資産の部合計	1,113,702	1,133,537



II 損益計算書

(単位:千円)

科目	前期(2019年度)	当期(2020年度)
	2019/4/1から 2020/3/31まで	2020/4/1から 2021/3/31まで
経常収益	3,359,114	3,342,941
保険料等収入	3,338,184	3,325,211
保険料	1,775,295	1,798,923
再保険収入	1,562,889	1,526,288
回収再保険金	287,920	331,471
再保険手数料	1,216,761	1,127,721
再保険返戻金	58,178	67,096
資産運用収益	1,289	1,300
利息及び配当金等収入	1,289	1,300
その他運用収益	0	0
その他経常収益	9,395	16,430
経常費用	3,363,835	3,280,830
保険金等支払金	2,086,418	2,065,065
保険金等	401,449	446,144
解約返戻金	62,957	72,555
契約者配当金	—	—
再保険料	1,622,012	1,546,366
責任準備金等繰入額	22,512	76,259
支払備金繰入金	22,512	0
責任準備金繰入金	0	76,259
資産運用費用	—	—
事業費	1,215,258	1,124,441
営業費及び一般管理費	1,194,260	1,106,185
税金	7,797	5,363
減価償却費	13,201	12,893
退職給付引当金繰入額	—	—
その他の経常費用	39,647	15,065
経常利益(又は経常損失)	▲ 4,722	62,110
特別利益	—	—
特別損失	—	75,000
契約者配当準備金繰入額	—	—
税引前当期純利益(又は税引前当期純損失)	▲ 4,722	▲ 12,889
法人税及び住民税	5,480	2,645
法人税等調整額	—	—
当期純利益(又は当期純損失)	▲ 10,202	▲ 15,534



III キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

科目	前期(2019年度)	当期(2020年度)
	2019/4/1から 2020/3/31まで	2020/4/1から 2021/3/31まで
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
保険料の収入	1,775,295	1,798,923
再保険収入	1,562,889	1,526,288
保険金支払による支出(-)	401,449	446,144
解約返戻金による支出(-)	62,957	72,555
再保険料支払いによる支出(-)	1,622,012	1,546,366
事業費の支出(-)	1,194,260	1,136,353
その他収入	0	0
小計	57,506	123,793
利息及び配当金等の受取額	1,289	1,300
利息の支払額(-)	—	—
契約者配当金の支払額	—	—
その他	10,246	4,107
法人税等の支払額(-)	5,480	2,645
その他支払(-)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	63,561	126,555
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増加額	—	—
有価証券の取得による支出(-)	—	—
有価証券の売却・償還による収入	—	—
その他	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	—	—
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	—	—
借入金の返済による支出(-)	—	—
社債の発行による収入	—	—
社債の償還による支出(-)	—	—
株式の発行による収入	—	—
自己株式の取得による支出(-)	—	—
配当金の支払額(-)	—	—
その他	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
V 現金及び現金同等物の増加額	20,606	48,158
VI 現金及び現金同等物期首残高	342,081	362,687
VII 現金及び現金同等物期末残高	362,687	410,845



IV 株主資本等変動計算書

前期(2019年度 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位:千円)

	株主資本				純資産合計	
	資本金	利益剰余金		株主資本合計		
		その他利益剰余金	繰越利益剰余金			
前期末残高	231,000	▲ 90,475	▲ 90,475	140,524	140,524	
当期純利益	—	▲ 10,202	▲ 10,202	▲ 10,202	▲ 10,202	
当期変動額	—	10,203	10,203	10,203	10,203	
当期末残高	231,000	▲ 100,678	▲ 100,678	130,321	130,321	

当期(2020年度 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位:千円)

	株主資本				純資産合計	
	資本金	利益剰余金		株主資本合計		
		その他利益剰余金	繰越利益剰余金			
前期末残高	231,000	▲ 100,678	▲ 100,678	130,321	130,321	
当期純利益	—	▲ 15,534	▲ 15,534	▲ 15,534	▲ 15,534	
当期変動額	25,000	15,534	15,534	▲ 9,466	▲ 9,466	
当期末残高	256,000	▲ 116,213	▲ 116,213	139,787	139,787	

V 事業費の明細

(単位:千円、%)

区分	2019年度		2020年度	
	金額	増減額	金額	増減率
事業費	1,215,258		1,124,441	▲ 90,817 92.5%
①営業費及び一般管理費	1,194,260		1,106,185	▲ 88,075 92.6%
②税金	7,797		5,363	▲ 2,434 68.8%
③減価償却費	13,201		12,893	▲ 308 97.7%
④退職給付引当金繰入額	—		—	—
⑤保険業法第113条繰延資産償却費	—		—	—
⑥保険業法第113条繰延額	—		—	—
⑦合計	1,215,258		1,124,441	▲ 90,817 92.5%



VI 法第272条の28において準用する法第130条第2号に係る細目

①第211条の60に規定する額(平成18年金融庁告示第14号第3条第1項第2号に規定する額を除く)

ソルベンシーマージン比率(保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率)		(単位:千円)	
		2019年度	2020年度
(1) ソルベンシーマージン総額		142,321	156,549
① 純資産の部合計(社外流出予定額、評価・換算差額等及び繰延資産を除く)		130,321	139,561
② 價格変動準備金		—	—
③ 異常危険準備金		12,000	16,988
④ 一般貸倒引当金		—	—
⑤ その他有価証券の評価差額(税効果控除前)(99%又は100%)		—	—
⑥ 土地含み損益(85%又は100%)		—	—
⑦ 契約者(社員)配当準備金		—	—
⑧ 将来利益		—	—
⑨ 税効果相当額		—	—
⑩ 負債性資本調達手段等		—	—
告示(第14号)第2条第3項第5号イに掲げるもの(⑩(a))		—	—
告示(第14号)第2条第3項第5号ロに掲げるもの(⑩(b))		—	—
⑪ 控除項目(一)		—	—
(2) リスクの合計額 $\sqrt{[R1+R_2]+R3+R4}$		41,957	38,561
保険リスク相当額		24,089	24,525
R1 一般保険リスク相当額		17,480	17,354
R4 巨大災害リスク相当額		6,609	7,171
R2			
価格変動等リスク相当額		28,881	24,377
価格変動等リスク相当額		744	743
信用リスク相当額		3,626	4,107
子会社等リスク相当額		—	—
再保険リスク相当額		19,881	15,578
再保険回収リスク相当額		4,630	3,949
R3 経営管理リスク相当額		1,589	1,467
ソルベンシーマージン比率 (1)/[(1/2)×(2)]		678.4%	811.9%

◆ ソルベンシーマージン比率とは

少額短期保険会社では、保険事故発生の際の保険金支払いに備えて、準備金を積み立てています。また、巨大災害の発生や、少額短期保険会社が保有する資産の大幅な価格変動、下落等で通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払い能力を保持しておく必要があります。

この「通常の予測を超える危険」を示す「リスク合計額」に対して「少額短期保険会社が保有している資本・準備金等の支払い余力」の割合を示す指標として、保険業法に基づき計算されたのが、「ソルベンシーマージン比率」です。

「通常の予測を超える危険」とは

- ①保険引受け上の危険
保険事故発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険
- ②資産運用リスク
保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超え変動することにより発生し得る危険
- ③経営管理上の危険
業務の運営上、通常の予測を超え発生し得る危険(事務リスク、システムリスク等)
- ④巨大災害に係る危険
通常の予測を超える巨大災害による発生し得る危険

ソルベンシーマージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際、経営の健全性を判断するために活用する指標の一つですが、その数値が200%以上あれば「保険金等の支払能力が十分である」とされています。



②平成18年金融庁告示第14号第3条第1項第2号に規定する額

一般保険リスク

リスクの種類	リスク対象	リスク係数	リスク対象金額	リスク相当額
普通死亡リスク(A)	危険保険金額	0.06%		
災害死亡リスク(B)	災害死亡保険金額	0.006%		
災害入院リスク(C)	災害入院日額総額 × 予定平均給付日数	0.3%	92,933	279
疾病入院リスク(D)	疾病入院日額総額 × 予定平均給付日数	0.75%	166,877	1,252
その他の第一・第三分野リスク(F)	異常危険準備金積立限度額	100%	1,005	1,005
火災リスク(E)	正味既経過保険料	12%	44,838	5,381
	正味発生保険金	33%	26,232	8,656
その他の第二分野リスク(G)	正味既経過保険料	17%	87,213	14,826
	正味発生保険金	34%	29,953	10,184
一般保険リスク相当額				17,354

巨大災害リスク

(単位:千円)

保険の種類	リスク相当額	
	地震災害	風水災害
火災保険	-	7,171
その他の第二分野保険	-	-
合計額	-	7,171

巨大災害リスク相当額	7,171
------------	-------

価格変動等リスク

(単位:千円)

対象資産	リスク係数	リスク対象資産の額	リスク相当額
国債	1%	74,286	74,286
地方債	1%	-	-
政府保証債	1%	-	-
その他	1%	-	-
不動産	5%	-	-
価格変動等リスク相当額			74,286

信用リスク

(単位:千円)

	リスク対象資産	リスク係数	リスク対象資産の額	リスク相当額
債券	ランク1	0%	-	-
	ランク2	1%	-	-
	ランク3	4%	-	-
	ランク4	30%	-	-
預貯金	ランク1	0%	-	-
	ランク2	1%	410,695	4,107
	ランク3	4%	-	-
	ランク4	30%	-	-
信用リスク相当額				4,107



子会社等リスク

(単位:千円)

事業形態	リスク対象資産	リスク係数	リスク対象資産の額	リスク相当額
子会社(国内会社)	株式	10%	—	—
	貸付金	1%	—	—
子会社(海外法人)	株式	15%	—	—
	貸付金	6%	—	—
国内会社及び海外法人にかかわらず信用リスクのランク4に該当する子会社	株式	100%	—	—
	貸付金	30%	—	—
信用リスク相当額				—

再保険リスク

(単位:千円)

区分	出再割合	リスク係数	リスク対象資産の額	リスク相当額
出再に附した契約の不積立責任準備金	50%以下の部分	1%	558,100	5,581
	50%を超える部分	2%	333,998	6,680
出再に附した契約の不積立支払備金	50%以下の部分	1%	123,837	1,238
	50%を超える部分	2%	103,926	2,079
信用リスク相当額				15,578

再保険回収リスク

(単位:千円)

	リスク係数	リスク対象資産の額	リスク相当額
再保険貸(外国再保険貸を含む。)	1%	394,888	3,949

経営管理リスク

(単位:千円、%)

保険リスク相当額(A)	24,525
資産運用リスク相当額(B)	24,377
リスク係数(C)	3%
経営管理リスク相当額	1,467



コーポレートデータ

株式の状況----- P.39

役員および従業員の状況----- P.39

会社の組織----- P.39



株式の状況

(2021年3月31日現在)

株主の商号、名称または氏名	持ち株数	持ち株比率
有限会社共一	2,000株	39.1%
片山 勉	2,000株	39.1%
エルズサポート株式会社	920株	18.0%
株式会社I.S.C.	100株	2.0%
ゾン シンヨン	100株	2.0%
合計	5,120株	100.0%

役員および従業員の状況

役員一覧

(2021年3月31日現在)

氏名	地位および担当	株主の商号、名称または氏名
山口 啓輔	代表取締役	
玉井 建次	取締役	
奥田 芳雄	取締役	
丹後 文雄	取締役	
山崎 浩	取締役	弁護士法人ペガサス 代表
波多江 利光	取締役	
藤田 潔	取締役	エルズサポート株式会社 代表取締役
平塚 博路	監査役	平塚公認会計士事務所 代表

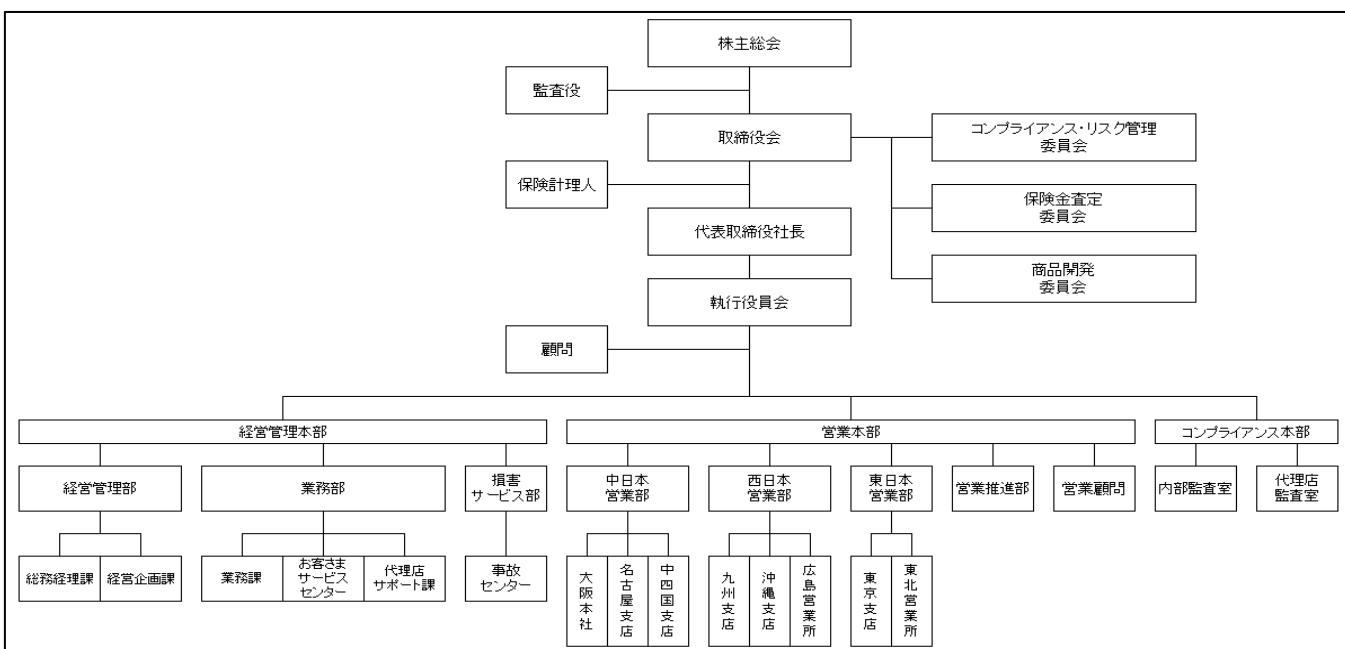
従業員の状況

(2021年3月31日現在)

区分	前期末	当期末	当期末現在		
			平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
内務職員	24名	26名	39.5	3年6ヶ月	253,910
営業職員	10名	11名	45.5	7年4ヶ月	422,083

会社の組織

(2021年3月31日現在)



用語の解説

＜ア行＞

●異常危険準備金

大きな災害など巨額な支払に備えて、毎決算期に地震を除くすべての保険種類ごとに収入保険料の一定割合を責任準備金の一つとして積み立てるもの。

＜カ行＞

●合算率

発生損害率 + 事業費率

●契約の解除

保険契約者または保険会社の意志表示によって、契約が初めからなかったと同様の状態に戻すこと。ただし、多くの保険約款では、告知義務違反などの解除は契約の当初まで遡らず、将来に向かってのみ効力を生じるように規定している。

●告知義務

保険を契約する際に、保険会社に対して重要な事実を申し出る義務、及び重要な事項について不実の事を申し出でなければならないという義務。

●コンバインド・レシオ(合算率)

正味損害率 + 正味事業費率

＜サ行＞

●再保険

保険会社が元受保険契約に基づく保険金支払責任のすべて、あるいは一部分を別の保険会社に転嫁することをいう。

●再保険金

再保険契約に基づき、受再者(再保険の受け手)が出再者(再保険の出し手)に支払う保険金のことをいう。

●再保険料

保険会社が自ら引き受けた契約を、他の保険会社に付保するときに支払う保険料のことをいう。

●時価(額)

保険契約の対象である物と同等の物を、新たに購入するのに必要な金額(再調達価格)から使用による消耗分を控除して算出した金額。

●事業費

保険会社の事業上の経費で、損益計算書における「損益調査費」、「諸手数料及び集金費」、「営業費及び一般管理費」の合計額をいう。

●事業費率

(諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 出再控除前の既経過保険料 × 100

●支払備金

決算日までに発生した保険事故で、その保険金が未払いのものについて、保険金支払いのために積立てる準備金のことをいう。

●支払再保険料

出再保険料から、再保険返戻金を控除したもの

●受再保険料

再保険を引き受けた保険会社が、元受保険会社から受け取る保険料

●正味収入保険料

元受保険料及び受再保険料収入から再保険料・返戻金を控除した保険料。

●正味支払保険金

元受契約の支払保険金から、当社を契約者とする再保険契約に基づき回収した再保険金を控除したもの

●正味事業費率

(諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料 × 100

●正味損害率

(正味支払保険金額 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

●責任準備金

将来生じうる保険契約上の債務に対して、保険会社が積み立てる準備金をいう。これには、決算期後に残された保険契約期間に備えて積立てる「普通責任準備金」と異常災害の損失に備えて積立てる「異常危険準備金」がある。

●損害てん補

保険事故によって生じた損害に対し、保険会社が保険金を支払うことをいう。

●損害率

収入保険料に対する支払った保険金の割合。正味保険金に損害調査費を加えて正味保険料で除した割合。



<タ行>

●大数の法則

ある試行を繰り返し行えば、確率は一定値に近づくという法則。例えば、サイコロを振ってでる目は、振る回数を増やせばどの目がでる確率も6分の1に近づくというのが大数の法則。保険のように契約者数が多数の場合、おおよそ一定の水準に収束するので、それに基づき保険料を算出することができる。

●重複保険

同一の被保険利益について、保険期間の全部または一部を共通する複数の保険契約が存在する場合を重複保険といふ。

●通知義務

保険契約したのち、契約内容に変更が生じた場合に、契約者が契約者が保険会社に連絡する義務をいう。

<ハ行>

●発生損害率

(出再控除前の発生損害額+損害調査費) ÷ 出再控除前の既経過保険料 × 100

●被保険者

保険の補償を受ける人、または保険の対象になる人をいう。

●保険期間

保険の契約期間、すなわち保険会社の責任の存続期間のこと。この期間内に保険事故が発生した場合のみ保険会社は保険金を支払う。ただし、保険期間中であっても保険料が支払われていない場合は、保険会社の責任は開始しない。

●保険金

保険事故により損害が生じた場合、保険会社が被保険者に支払う金銭のこと。

●保険金額

ご契約金額のこと。保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額。

●保険契約者

自己の名前で保険会社に対し保険契約の申し込みをする人をいう。契約が成立すれば、保険料の支払い義務を負う。

●保険事故

保険契約において、保険会社が偶然性のある事故が発生したときに、保険金を支払わなければならないという約束をした事実をいう。

●保険の目的

保険を付ける対象のことをいう。火災保険(賃貸入居者保険)での家財がこれにあたります。

●保険引受利益

保険引受に係る損益であり、「保険引受利益」から「保険引受費用」及び「保険引受に係る営業費及び一般管理費」を差し引いて、「その他収支」を加減した金額をいう。

●保険約款

保険契約の内容を定めたもの。保険契約のすべてに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、その約款の規定内容を補充・変更・排除する特別約款(特別条項)がある。

●保険料

被保険者が被る危険を保険会社が負担するための対価として保険契約者が支払う金銭のこと。

●保険料即収の原則

保険契約時に保険料全額を領収しなければならないという原則をいう。

<マ行>

●免責金額

自己負担額のことをいう。一定金額以下の損害について契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額のことで、免責金額を超える損害については、免責金額を控除した金額を支払う方式と、損害額の全額を支払う方式とがある。

●元受保険料

保険会社が契約者から引き受けた保険契約を元受契約といい、その契約によって領収する保険料のことをいう。

●元受正味保険金

元受契約の支払保険金から、元受契約にかかる求償により回収した金額を控除したもの。

